

明石市立幼稚園教育実習の手引き

明石市教育委員会

I 教育実習の受け入れ時期

- 原則として6月または10月頃とする。
- 幼稚園により受け入れ時期が異なる場合がある。
- 在籍校（大学）または学生の希望通りの時期に実習ができるとは限らない。

II 教育実習依頼申請の手順

1 在籍校（大学等）

在籍校（大学等）から実習希望幼稚園長に直接依頼する。

2 実習希望者（本人）

- (1) 必ず本人が実習希望園に出向き、園長に実習の依頼をして、内諾書をもらう。
 - ※ 事前に大学側で、内諾の様式を作成して持参すること。
 - ※ 幼稚園の事情により、実習を断る場合がある。
 - ※ 実習園の確保ができない場合、明石市こども局こども育成室が調整を行う。
- (2) 本人より園長の内諾書を在籍校（大学等）に提出する。

3 在籍校（大学等）

明石市教育委員会へ実習の2か月前までに以下の書類（明石市教育委員会に所定の様式はない）を提出する。

- (1) 教育実習依頼書（在籍校（大学等）から教育委員会宛の文書）
- (2) 教育実習を実施する園長の内諾書の写し
- (3) 教育実習受入承諾書（教育委員会から大学への返信用）
 - ※ 実習生の名前、実習期間等必要事項は記入しておく。
- (4) 返信用封筒（切手添付）

《送付先および問合せ先》

〒673-8686 明石市中崎1丁目5-1

明石市こども局こども育成室 運営担当

TEL 078-918-5149 FAX 078-918-5650

4 明石市教育委員会

「承諾書」を在籍校（大学等）に送付する。

5 実習希望者（本人）

実習開始1か月前に実習園に連絡し、実習に備える。

※実習開始2週間前から実習終了まで所定の健康観察を行い、体調不良時は必ず園にその旨を報告する。

※新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがある場合、直ちに実習を中断する。
実習中断後の指示は在籍校（大学等）が行う。